

具体的取組みの進捗状況

広報あびら8月号では、加入者の皆様にご協力いただきたい点についてご説明しましたが、今回は不足する「6千万円」を少しでも少なくするため町として取組んでいる主なものについて、その進捗状況も合わせてご説明します。

医療費の適正化に向けた取組み

① 健診受診者数を増やすためのアンケート調査の実施

短い期間で医療費を減らすことは大変困難ですが、将来を見据えて長い期間で減らしていくことは可能と考えています。そのためには、健診を受け、病気の早期発見、早期治療に結び付けることが重要です。

一人でも多くの方に健診を受診していただけるよう、未受診者を対象としたアンケート調査を実施し、これにより受診したことのない方でも安心してわかりやすく受診できる環境を整備していきます。

② 健診日の拡大

①と関連しますが、これまで病院健診は、年に一度6月頃の実施でしたが、町内病院にご協力いただき、秋(11月〜12月)も健診を実施しました。

③ 頻回・多受診者への訪問指導活動

同じ月内に、同じような症状で複数の病院を受診している方に対し、保健師の訪問などによる指導を実施しています。

④ ジェネリック医薬品の利用促進

保険証更新時などに、安価なジェネリック医薬品の利用をPRしています。



収納率向上への取組み

① 担当制の導入

未納となつている方に対し納付相談を担当する職員を割当て、電話や訪問など、きめ細かな対応で、昨年度の収納率と比較しても着実に効果がでてきており、未納解消に向けて全力で取組んでいきます。

それでも納めていただけない場合は、差押えなどの強制処

分を適切に実行していきます。

② 短期証の交付

通常の保険証は、一年間有効のものを交付していますが、一年以上未納が続いている方に対しては、接触する機会を増やすため有効期限を三か月に短くした「短期証」を交付しています。

現在は、一年未納となつた段階で直ちに短期証を交付することとしました。これにより、早期着手で早期解決を進めます。

③ 資格証明書の交付

資格証明書は、通常の保険証機能がなく、病院の窓口で10割全額を支払わなければならない非常に厳しい措置です。安平町ではこれまで実施していませんでしたが、悪質と判断される未納者に対しては今後交付していくこととしています。

なお、10割支払われたものは、後日申請により還付しますが、最終的には本人へ還付せず未納の保険税へ充てる仕組みとなっております。



新しい保険税率(案)

安平町の保険税率は、合併後三年間かけて旧早来町の税率に統一しました。その旧早来町の税率自体も、平成12年度に改正された当時のものです。

本来、保険税率は、法律の定めにより毎年度見込まれる医療費の支払いに見合ったものに改正しなければなりません。安平町では政策として

ここから新しい保険税率(案)についてご説明します。

すえ置いてきました。

今後見込まれる「6千万円」の不足額を上記の取組みだけで解消することは非常に困難です。そこで、健全な国保事業を維持するために、加入者の皆様にもご負担いただきました。左表3の新税率(案)について町議会に提案しました。

(表3)

区分	新税率(案)	現行税率	比較	
医療分	所得割	5.2%	4%	+ 1.2%
	資産割	45%	45%	-
	均等割	20,500円	18,000円	+ 2,500円
	平等割	26,000円	22,000円	+ 4,000円
	賦課限度額	510,000円	510,000円	-
後期高齢者支援分	所得割	2.55%	2%	+ 0.55%
	資産割	5%	5%	-
	均等割	8,000円	7,000円	+ 1,000円
	平等割	9,000円	6,000円	+ 3,000円
	賦課限度額	140,000円	140,000円	-
介護納付金分	所得割	1.4%	1%	+ 0.4%
	資産割	7.5%	7.5%	-
	均等割	7,500円	5,500円	+ 2,000円
	平等割	7,500円	5,200円	+ 2,300円
	賦課限度額	120,000円	120,000円	-